

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（178）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年11月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年9月の2回目。沖縄知事選、原発問題を取り上げます。2018年9月は今回で終了し、次号から2018年10月に入ります。) 1

## 第4章 沖縄知事選

(1) 9月13日、沖縄知事選挙が告示され、玉城デニー氏(前衆院議員)と佐喜真淳氏(前宜野湾市長)など、4人が立候補した。玉城氏は、共産、社民、労組が擁立。佐喜真氏は、自民、公明、維新、希望が推薦。この2名の「実質上」の一騎打ちの構図となった。

(2) 9月10日、玉城氏は、政策「誇りある豊かな沖縄。新時代沖縄」を発表した。その大要は次の通り(9月11日赤旗)。

### ①沖縄振興政策

- ①「万国津梁会議」の設置
- ②国際災害救援センターの設置
- ③観光・環境協力税の導入
- ④「琉球歴史文化の日」の制定
- ⑤中学生・高校生のバス通学無料化への取り組み
- ⑥子育て世代包括支援センターの設置

### ②3つのNO

- 1. 辺野古新基地建設・オスプレイ配備 NO
- 2. 不当な格差 NO
- 3. 原発建設 NO

### ③新時代沖縄の理念

▼日本経済をけん引する新たな振興計画を策定する

▼沖縄21世紀ビジョンの平和で自然豊かな美ら島などの真の理念を実行する

▼普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回を強く求める。そして、あらゆる手法を駆使して、辺野古に新基地はつくらせない

④この政策の基調にあるのは、①真の豊かさは「基地と振興」のリンク(結びつき)では決して得られない、②「補助金頼みではなく自ら原資を獲得し自立経済を構築する」、の2点である(9月11日朝日新聞)

⑤この2点に共通するのは、沖縄の自立への強い意欲である。

(3) ①これに対し佐喜真側が如何なる政策を打ち出したかは判然としない。

②が、赤旗紙の報道によれば、最重要課題の辺野古移設問題の是非を語らず争点そらしに終始する一方で、企業・団体ぐるみの期日前投票動員を行っている(9月21日赤旗)。

そして自民党本部は、各種中央団体や関係議員に送付した文書の中で、勝敗を決するのは期日前投票の如何にかかっている。貴殿と関係の深い団体に、要請した期日前投票数を送付

したので、当該団体に以下のことを指導する。

すでに課されたノルマ（割当量）を上回る規模で期日前投票に動員すること、日々の投票者数を自民党本部へ報告することを求めた（9月23日赤旗）。

③この組織的、自民党・企業ぐるみの期日前投票の違法性について批判する仲山忠克弁護士の見解を記す（大要）（9月21日赤旗）。

“これは思想・良心の自由の侵害、秘密投票の侵害だ。名護市長選（2018年2月4日）では勤務中に会社の車で投票所に来る姿が多数みられた。

自公・官邸ぐるみの争点逸らし、期日前投票動員。民主主義否定の上に成り立った彼らの「勝利の方程式」を横行させてはならない。”

（4）①9月22日、「うまんちゅ大集会」が那覇市で開かれ、8000人の参加者が玉城候補の勝利を誓った（9月23日赤旗）。

集会には、翁長樹子さん（翁長知事夫人）、立憲民主、共産、社民、自由の各党代表者が参加した。

②沖縄県知事選は9月30日投票が行われる。その結果については10月分で記す。

## 第5章 原発問題

（1）初めに、原発を巡るいくつかの事象につき記す。

①2018年9月4日、電源開発（Jパワー）は、大間原発（青森県大間町に建設中）につき、安全強化対策工事の開始時期を、従来の2018年後半から、2020年後半に延期する方針を県などに伝えた。その理由は、原子力規制委による適合審査（新規制基準）が長期化したためであり、運転開始目標時期も2026年度ごろに先送りする見通しだ、とした。

なお、大間原発は、使用済み核燃料を再処理したウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料を使う世界初の商業炉であり、2014年に審査を申請し、2021年度の運転開始を目指していた（9月5日赤旗）。

②①9月4日、原子力規制委は、島根原発3号機（松江市に建設中）につき、新基準適合確認のための審査会合を初めて開いた（9月5日河北新報）。なお、島根3号機は、福島第1原発事故当時に既に建設中であり、そうした原発が審査されるのは大間原発に続く2例目である。

③①9月18日、原子力規制委は、島根2号機につき「基準津波」に関し中電の評価（最大で11.6マグニチュードを想定）を「おおむね妥当」と評価した（世界2018年9月号261頁）。

④①9月26日、原子力規制委は、東海第2原発（茨城県）につき、安全対策が新規制基準に適合すると正式に決定した（全会一致）（9月27日朝日新聞）。

⑤東海第2原発とは、日本原子力発電（原電）が茨城県東海村に所有する沸騰型軽水炉。日本初の大型原発として1978年11月28日に営業運転を開始。2011年3月の東日本大震災で緊急停止。外部電源が使用できなくなり津波で停止した2018年11月27日に運転期限の40年になる老朽原発である。

2014年5月に再稼働の審査を、2017年11月に最長20年の運転延長の審査を申請した。

発電電力は東京・東北両電力に売電する。

なお、原電は震災後に保有原発が1基も動かず経営が悪化している。東海第2の安全対策費は約1800億円に上る。規制委は、資金調達の手段を示すよう求め、東海第2から電気の供給を受ける東北電力と東京電力が支援の意向を表明した（9月17日朝日新聞）。

◎加えて再稼働には、茨城県と東海村のほかに、周辺5市（日立、ひたちなか、那珂、常陸太田、水戸）の同意（事前了解）も必要である。

原電との協定により、「発言権」を持つ自治体は増えつつある。その協定案には発電所の安全を確保するために必要な場合は、現地での確認を求めたり、意見を述べることができると明記された。

なお、9月21日、常陸大宮市議会（協定参加市）は、再稼働に反対する意見書を賛成多数で可決した。

④ここで東海第2原発「適合」の決定に対する抗議の動きを記す。

(i) 規制委会合が開かれた東京都港区のビル前で市民らが抗議行動をした。「とめよう！東海第2原発」「危険！逃げられない！首都圏の老朽炉」ののぼりなどを掲げ20人余が「電気は足りている。それより命」「地震の国に原発は危ない」とコール。マイクで「意見公募で避難計画の実効性を誰がみるのかと聞いても、自分たちの仕事の範囲外だと言っている。無責任極まりない」と批判し、審査をやり直すべきだと訴えた。

(ii) 脱原発を掲げた団体でつくる「原発いらぬ茨城アクション実行委員会」は、規制委に抗議する声明を発表した。その大要は次の通り。

①審議書案が発表された7月以降、台風21号の強風と高潮でタンカーの衝突事故が起き、北海道では地震で大きな被害を受けた。

②これらの災害が東海第2原発関連で発生した場合の危険性がパブリックコメントでも指摘されている。

③パブリックコメントの締め切り後原電が規制委に補正書を2度提出していることは、「審査書案」そのものの不備を証明している。

④再稼働を認めるわけにはいかないとして、審査のやり直しを求める（9月27日赤旗）。

(iii) 赤旗（9月27日）も次の通り批判している。

①東海第2原発は、東日本大震災の際、地震や津波で外部電源を失うなど重大事故寸前に陥って以来、停止していたものだ。11月末には40年間の運転期限を迎える老朽原発だ。規制委が事実上の「合格」を出したことは重大だ。多くの周辺自治体では避難計画が作られていない。

②2012年の原子炉等規制法の改定で、原発を運転できる期間を原則40年と決めたのは、7年半前の福島第1原発の甚大な事故を受けたものだ。

原発そのものが未完成の技術で、地震や津波に襲われれば、計り知れない深刻な被害を招くことは、福島第1原発事故がいまだ収束すら見通せないことから明らかだ。

③40年運転を続ければ原子炉などの劣化は避けられない。それをさらに延長するとなれば原子炉はもろくなり、機器や配管が発電の起動・停止の繰り返しで疲労が進む。1回に限り20年を超えない期間延長できるとしたものの、それは極めて限定的と政府は説明してきた。ところが、規制委は関西電力の高浜1、2号機、美浜3号機（いずれも福井県）と

いう40年超の原発の運転延長を認めてきた。「例外」を「通常」にして再稼働を推進するのは大問題だ。

㊦しかも、東海第2原発は、事故を起こした福島第1原発と同じ沸騰水型炉。沸騰水型炉は原子炉を覆う格納容器が極めて小さく、事故が起きて炉心がひとたび溶融すると、容器が破損する恐れが高いと言われている。この沸騰水型を、東電柏崎刈羽6、7号機（新潟県）に続いて「合格」させるのはあまりに危険だ。

㊧日本原電が東海第2原発の再稼働を狙うのは、原電にとって稼働できる原発が同原発しかなく、動かさないと経営困難が続くためだ。すでに「安全対策」の費用約1740億円もまかなえず、東京電力などから支援を受けるとしている。東電が福島事故を起こしたことに反省もなく、老朽原発を支えるための資金を出すことに、批判が広がっている。

㊨東海第2原発の半径30キロ圏内には約96万人が住んでいる。首都圏で唯一の原発でもある。

再稼働が住民の声に反していることは明白だ。

深刻な問題と矛盾しかない東海第2原発は再稼働するのではなく、廃炉を決断すべきだ。

## (2) 原発から逃れる術はあるか？

①前記の赤旗で指摘されている「多くの周辺自治体では避難計画が作られていない」との部分に関連して、上岡直美環境経済研究所代表「東海第2原発に緊急事態が起きたら首都圏は？」（世界2018年10月号）は、大要次のように指摘している。

④ 福島事故後の2012年10月に「原子力災害対策指針」が策定され、原発から30キロ圏内の自治体では避難計画の策定が求められることになった。だが、30キロで放射線の影響が収まることを意味しないことに注意すべきだ。30キロという数字は、書類の上で対策を講ずべき範囲を決めただけだ。

指針は、策定時には放射性物質の放出量は福島事故と同等との前提で試算されていたが、2014年5月の改定に当りその前提を桁違いに低く変更した。新規基準では「過酷事故（容器破損）に際しセシウム137の放出量が100テラベクレル以上」が目標となったことに対応して変えたためである。

この放出量は、福島事故で放出されたと推定されるセシウム137の量の約100分の1に当たる。実質的根拠のない「新安全神話」の登場である。

この結果として5キロ圏内の避難は従前通りだが、5～30キロ圏内については屋内退避を原則とする方針に転換したのである。

さらに2015年の改定とその後の変更を含めて、避難の要否は「できるだけ住民を動かさない」方針に転換した。その背景と思惑は、30キロ圏内の住民避難は非現実的であること、また避難指示により補償や住宅提供の必要が生ずるのを回避するという点にある。

では放射線の影響はどうか。放射性物質が粒子状で地上に降下して被爆すれば、住民の滞留時間に比例して被爆量が増えることになる。空間線量率の状況は、どのような放射性物質がいつ、どれだけ出るか、事故時の気象条件、地形などによって大きく異なる。そのため、条件設定には不確定要素は大きい。緊急事態は陸上の気象条件に関係なく発生するから、楽観的な条件下で避難対策を検討すべきでない。

㊩ 次の問題は、住民、通勤・通学者、訪問者が実際に避難できるかである。

茨城県のシミュレーションでは「段階的避難」が推奨されている。だが、現実にはそのような対応が可能かは疑問である。多くの人は、公式の避難指示の前に自発的に自動車・バス等で避難するが、交通渋滞、ガソリン不足、停電などのため、移動することは困難である。

㊦ このように避難した後の生活、社会的損失、経済的損失の影響は大きい。

避難の観点からだけでも現実性は乏しい。

②上岡論稿が教示しているのは、原発事故が一旦発生すれば、人命、財産、生活に与える加害から避難して逃れる術・対策は無いことである。

そうである以上、原発は稼働すべきでなく全廃すべきことこそが、現実的教訓である。

(3) ①㉔2018年9月25日、広島高裁(異議書)は、伊方原発(愛媛県)の運転差し止めを認める2017年12月13日の同高裁仮処分(原決定)を却下し、四国電力の異議申立てを認める決定を下した(9月26日朝日新聞・河北新報)。

⑥この異議審では、伊方原発から約130キロ離れた阿蘇山(熊本県)の噴火リスクが焦点となった。

決定は、火山に関する原子力規制委員会の安全審査の内規(火山ガイド)について、噴火の時期や程度を「相当程度の正確さ」で予測できることを前提としている点を「不合理」と指摘した。しかし、阿蘇山の破局的噴火については、「頻度は著しく小さく、国は具体的な対策をしておらず、国民の大多数も問題にしていない」、「発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、想定しなくて安全性に欠けないとするのが社会通念だ」とした。

決定はそのうえで、阿蘇山に関してこうした根拠は示されておらず、破局的噴火以外で火砕流が伊方原発に達する可能性は十分小さいと判断。伊方原発の立地は不適ではない、と結論付けた(9月26日朝日新聞)。

㉔異議書決定につき河北新報社説(9月26日)は、次のように指摘している。

(i) 決定は、「社会通念」を根拠に「想定しなくても安全性に欠けるところはない」と結論づけて再稼働を認めた。そして大噴火については「国は対策を策定していないが、国民の大多数はそのことを問題としていない」としている。

(ii) だが、住民感情との隔たりが大きい。また科学的な根拠を欠いている。

その背景には、住民が求める原発の安全性と再稼働を前提とした国・電力会社のリスク基準との乖離がある。

(iii) 原発事故は、重大な影響と課題(避難、廃炉作業、汚染水など)を山積みにする。

(iv) 以上の河北新報の指摘を、前掲上岡論稿(要旨)と併読するとき、原発稼働がいかにか危険な愚策であるかは明らかである。

②伊方原発3号機(愛媛県伊方町)をめぐる、大分地裁は2018年9月28日、大分県の4人が運転差し止めを求めた仮処分の申し立てを却下した。

阿蘇山(熊本県)の噴火リスク、原子力規制委員会の新規制基準の合理性などが争点。決定は、「巨大噴火が生じることが差し迫ったものとは言えない。原発の危険性が社会通念上、無視し得る程度にまで管理され、客観的に見て安全性に欠けるところがないと評価できる」とし、国の新規制基準や伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断について「合理性に欠けるところはない」などと断定し、住民側の申し立てを却下した(9月29日赤旗)。

③決定後裁判所前に「司法は屈した」などの垂れ幕が掲げられると、集まった約70人の支援者らが怒りの声を上げた。

弁護団の河合弘之弁護士は、「原子力規制委員会の火山ガイドを『合理性を有する』と断定するなど、国、原子カムラ言いなりの極めて無責任な内容だ」と批判した。

申立人の中山田さんは「大分で当たり前前に生きる権利がどうして1発電所に脅かされねばならないのか」と憤り、「みんなと一緒に止めるまで頑張る」と決意を述べた（9月29日赤旗）。

④④なお9月6日、北海道で地震が発生した。この地震で泊原発1～3号機は、周辺は震度2の揺れであったが、停電により外部電源を失い（約9時間半）、「非常時態勢」に陥った形になった（9月7日河北新報）。

⑥外部電源は、別の発電所でつくった電気を、プールに貯蔵された使用済み燃料などを冷却するために必要なものである。福島事故では、外部電源に加え非常用電源も使えず、そのために炉心溶融を起こして放射性物質を大拡散した。泊原発の場合には、同敷地にある非常用発電機が起動して燃料の冷却をした。そのため福島の悪夢は避けられたというのである（9月7日河北新報）。

（3）以上のことを書いてつくづくと考えたのは、原発とは人知の及ばない、いかに危険なものであるかということである。泊原発が福島事故の2の舞にならずに済んだのは「偶然」なのである。

9月15日、首都圏反原発連が首相官邸前で「泊原発そのまま廃炉」と抗議の声を上げたのは当然である（9月15日赤旗）。

### 終わりに

①9月分の最後に、核禁条約に批准した国は19ヶ国、署名した国は批准国を加えた69ヶ国であることを記す（9月27日現在）（9月29日赤旗）。

②2018年9月20日、日本原水協は、ロシア、イギリス、フランスの各駐日大使に、核禁条約にすみやかに署名・批准するよう要請した（9月24日赤旗）。